

大阪府受動喫煙防止条例の概要(2019年3月20日公布)

1. 趣旨

- 府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる
- 万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる

2. 義務及び責務 ※2019年7月施行

(1) 府の責務

- ・受動喫煙の防止に向けた環境整備等、総合的な施策の推進
- ・改正健康増進法及び条例の周知、理解促進
- ・公民連携による取り組みの推進

(2) 府民等の責務

- ・他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないように努める

(3) 保護者の責務

- ・監護する者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努める

(4) 関係者の協力

- ・府、市町村その他の関係者は相互に連携を図りながら協力するよう努める

(5) 管理権原者の主な義務及び責務

- ・望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める

など

3. 条例の対象範囲

府内全域（政令指定都市、中核市を含む）

4. 第一種施設（敷地内禁煙）における取り組み ※2020年4月施行

➤ 敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を設置しないこと）に努める（努力義務）[2020.4～]

第一種施設	改正法(2019年7月施行)	府独自の取り組み(条例)(2020年4月施行)
受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20歳未満の者、患者、妊婦）が主たる利用者である施設 学校（学校、幼稚園 等） 病院、診療所、助産所 児童福祉施設（保育所、児童養護施設 等） その他（介護老人保健施設、認定こども園 等） 行政機関の庁舎	禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる イメージ 	禁煙（敷地内 全面 禁煙：努力義務） ※ 特定屋外喫煙場所を設置しないこと ★例外措置 禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる (例) 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設

特定屋外喫煙場所：第一種施設の屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

5. 第二種施設における取り組み ※努力義務：2022年4月施行、罰則部分：2025年4月施行

- 原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可。喫煙可能部分へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない）【法：2020.4～】
（経過措置：客席面積100㎡以下かつ個人又は資本金等5000万円以下の飲食店は、禁煙・喫煙を選択可）

【改正法の第二種施設のうち、既存特定飲食提供施設にかかる府独自の取り組み】

- 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める（努力義務）[2022.4～]
- 改正法で経過措置対象としている客席面積100㎡以下の飲食店のうち、30㎡を超える飲食店は、原則屋内禁煙（罰則あり）※喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置可 [2025.4～]
- 客席面積が30㎡以下の飲食店は、改正法と同様に、喫煙か禁煙の選択可（経過措置） [2025.4～]

改正法 全面施行：2020年4月	大阪府受動喫煙防止条例 全面施行：2025年4月
第二種施設 多数の者が利用する施設 （第一種施設を除く） (例) 事務所、旅館(客室を除く)、飲食店 等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 法：2020年4月施行
【経過措置】 既存特定飲食提供施設 ・客席面積100㎡以下 ・個人又は資本金等5000万円以下の店舗	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 従業員を雇用する施設 屋内禁煙に努める (努力義務) 2022年4月施行
禁煙・喫煙を選択可	【経過措置】 府既存特定飲食提供施設 客席面積30㎡以下の店舗 禁煙・喫煙を選択可 2025年4月施行

6. 喫煙目的施設の要件 ※改正健康増進法と同様の扱い

- (1) 公衆喫煙所
- (2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等
たばこの対面販売（出張販売を含む）をしており、客に飲食させる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く）を行うもの
- (3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

7. 加熱式たばこの扱い ※改正健康増進法と同様の扱い

➤ 改正健康増進法と同様に、加熱式たばこ専用喫煙室（飲食等も可）での喫煙可

	喫煙専用室	加熱式たばこ専用の喫煙室
設置できる施設	第二種施設（原則屋内禁煙となる施設）	
場所	屋内の「一部」	
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	
紙巻きたばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為（飲食等）	×	○
20歳未満の者の入室	×	×

8. 罰則

条例による規制の違反にあたっては、5万円以下の過料を設定

9. 施行時期（段階的に施行）

